

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日  
のときは、翌日)

## 目次

◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

## 人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号ロ中「職務のうち、」を「職務のうち、監査委員事務局長で」に改める。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

行政職給料表等級別区分表

		議 会 事 務 局		組 織 名 区 分	
東京事務所	本 庁				
所 長	次 長	企 画 室 長	部 長	局 長	職 名 一 等 級
次 長	検査専門員 農業技術調整員	専門技術員 室長	参 事 長	課 長	職 名 二 等 級
次 長	検査専門員	農業技術調整員	参 事 長	課 長	職 名 三 等 級
部 長	農協指導検査主任	企業診断員 副検査専門員	副 室 長 補 佐 参 事 長	課 長 補 佐	職 名 四 等 級
行政主幹	久松閣管理者	船 長 検査専門員	主 計 員 主任	係 長 企 画 員 主 計 員 主任	職 名 五 等 級
一般吏員職		小作主事 主任 タイピスト	一 般 吏 員 職	一 般 吏 員 職	職 名 六 等 級
その他の職		その他の職		その他の職	職 名 七 等 級

局					務部	の事	知事							
岩井	母	身体障害者更生指導所	精神薄弱者更生相談所	身体障害者更生相談所	福祉事務所	県税事務所	自治研修所	名古屋事務所	北九州事務所	大阪事務所				
長	来									所				
寮	寮			所	所	所	所	所	所	次				
長	長			長	長	長	長	長	長	長				
寮	寮			所	所	所	所	所	所	次				
長	長			長	長	長	長	長	長	長				
		次		次	課	課	次			部	行政主幹	神戶貿易事務所長	事務主幹	長
次	次	係			係	係	教務主任		次	行政主幹	商務主幹			
長	長	長			主任	主任	主任		長	商務主幹	商務主幹			
一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職			一般吏員職	一般吏員職			
その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職			その他の職	その他の職			













別表第二

公安職給料表等級別区分表

警 察			組 織 名	区 分	職 名	一 等 級
警 察 学 校	警 察 署	警 察 本 部				
校 長	調 査 官 長	室 長 官 長 調 査 官 長 管 理 官 長 刑 事 調 査 官 長 監 察 官 長 隊 長 官 長 課 長 官 長 部 長 官 長			職 名	一 等 級
主 任 教 官	教 頭 長	室 長 補 佐 副 隊 長 課 長 補 佐 次 席			職 名	二 等 級
教 官	係 長	小 隊 長 係 長			職 名	三 等 級
助 教 官	主 任 巡 査 長	巡 査 長 分 隊 長 主 任			職 名	四 等 級
係 員	係 員	隊 員 係 員			職 名	五 等 級

別表第六の知事の事務部局の病院の項中

副室医  
医 長 長  
長 長  
を  
副科医  
医 長 長  
長 長  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十二年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵  
鳥取県人事委員会規則第三十四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「室長」を「科長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(8)の2の2の次に2の3として次のように加える。

2の3 水産大学校専攻科(新大卒程度を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者

別表第一の一の(2)の17の次に18として次のように加える。

18 海上保安学校燈台科(新高卒を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業者

別表第三の二の中「部長」を「部長若しくは次長」に、「これらに」を「これらに」に改め、同表の二中「次長」を「本庁の困難な業務を所掌する課長」に改め、同表の六及び七中「これらに」を「これらに」に改める。

別表第三の三を次のように改める。

別表第三の三

公安職給料表等級別標準職務表

一 一等級

警察本部の部長若しくは課長の職務又はこれらに相当する職務

二 二等級

警察本部の次席若しくは課長補佐の職務又はこれらに相当する職務

三 三等級

警察本部の係長の職務又はこれに相当する職務

四 四等級

警察本部の主任の職務又はこれに相当する職務

五 五等級

警察本部の係員の職務又はこれに相当する職務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中

警察学校	警察署	警察本部	警察本部 警察署 警察学校	家畜保健衛生所	家畜保健衛生所
校長	調査官	主任調査官 管理官 監事官 隊長 課長	主査 警視	所長	所長 (人事委員会が承認したものに 限る。)
百分の十	百分の十	百分の十	百分の十	百分の十	百分の十

に を に を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表の三級の項中「厚生病院の医長」を「厚生病院の医長、科長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十二年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程

第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

		局長	職名	一等級
		次長	職名	二等級

を

		次局長	局長	職名	一等級
所長		主査	課長	職名	二等級

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】